

糸魚川市害虫防除機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、果樹、庭木等に発生する害虫の防除を共同で行うため、自治会が購入する防除機器に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助対象となるものは、防除機器の購入を行う自治会とし、年間1台とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、防除機器の購入に要する費用に3分の2を乗じて得た額とし、1台につき、60,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、防除機器の購入前に、害虫防除機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) 防除機器の仕様及び寸法が分かる書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた自治会は、防除機器の購入が完了したときは、害虫防除機器購入費補助金実績報告書（様式第3号）を速やかに、市長に提出しなければならない。

2 害虫防除機器購入費補助金実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 購入した防除機器の写真

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。